大阪府規則第四十一号

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施

行規則等の一部を改正する規則

（大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第一条　大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （衛生管理等）  第六条　（略）  ２　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。 | （衛生管理等）  第六条　（略） |
| （事故発生の防止及び発生時の対応）  第七条　（略）  ２　前項第二号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。 | （事故発生の防止及び発生時の対応）  第七条　（略） |

　　附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。